



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 3 6 号 令和 7 年 6 月 1 0 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 2 2	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
3 2 3	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	情報政策課 行政 D X 推進室

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
9	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
3 7	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数を告示する件	
3 8	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
3 9	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
4 0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち4 0万を超える数に6分の1を乗じて得た数と4 0万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件		

【労働委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
4	徳島県労働委員会のあっせん員候補者を告示する件		

徳島県告示第三百二十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和七年六月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
令和七年度教育用パソコン 一式
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和八年三月十九日
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和七年七月二十二日（火曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

電話　〇八八―六二―二〇六七

ファクシミリ　〇八八―六二―二八二八

電子メール　kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局施設整備課施設・助成担当

電話　〇八八―六二―三一一八

ファクシミリ　〇八八―六二―二八七九

電子メール　shisetsuseibika@pref.tokushima.lg.jp

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

（一） 受領期限

令和七年七月二十二日（火曜日）午前十一時

（二） 提出場所

郵便番号　七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

（三） 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（一） 日時

令和七年八月六日（水曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和七年八月五日（火曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

3 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「令和七年度教育用パソコン 一式入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十号）第三条の規定により、議会の議決が必要である。

8 契約書の作成の要否
要

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部管財課
徳島市万代町一丁目一番地

10 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

11 その他
詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and Quantity

Personal computers for education 1 set

2 Time Limit of Tender

11:00 a.m. on August 6, 2025

3 Section in charge of contract

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2067

4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第三百二十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年六月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 契約に係る特定役務の名称及び数量

防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業（庁内クラウド運用管理）に係る業務

一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和七年四月一日

四 契約の相手方の氏名及び住所

テック情報株式会社

板野郡板野町犬伏字東谷六番地三三

五 契約金額

一億六千三百二十一万千円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第

二号

徳島県病院局告示第九号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定により例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により、次のとおり公示する。

令和七年六月十日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県立中央病院病院情報システム運用管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立中央病院事務局医事情報担当
徳島市蔵本町一丁目一〇番地三
- 三 契約の相手方を決定した日
令和七年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
有限会社ユー・テック
徳島県名西郡石井町浦庄字諏訪百七十九ー十
- 五 契約金額
八千六百七十二万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県選挙管理委員会告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和七年六月十日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

一一、九四九人

徳島県選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年六月十日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一六六、二三七人

徳島県選挙管理委員会告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和七年六月十日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
徳島	六九、四六七人
鳴門	一五、三七一人
小松島・勝浦	一一、八一九人
阿南	一九、三二五人
吉野川	一〇、八二五人
阿波	九、八四〇人
美馬	九、七四七人
三好第一	六、五三六人
名西	八、二六七人
那賀	二、〇九九人
海部	五、一三七人
板野	二六、九五四人
三好第二	三、七五七人

徳島県選挙管理委員会告示第四十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和七年六月十日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

一六六、二三七人

徳島県労働委員会告示第四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき次の者を徳島県労働委員会のおっせん員候補者として、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により告示する。

令和七年六月十日

徳島県労働委員会会長 豊 永 寛 二

徳島県労働委員会あっせん員候補者名簿

（令和七年六月二日現在）

氏 名	現 職	略 歴
豊 永 寛 二	弁護士	徳島県労働委員会委員（十期・現）
島 内 保 彦	弁護士	徳島県労働委員会委員（九期・現）
永 本 能 子	弁護士	徳島県労働委員会委員（四期・現）
宮 本 世 志 美	特定社会保険労務士	徳島県労働委員会委員（三期・現）
藤 井 太 資	公認会計士	徳島県労働委員会委員（現）
鈴 木 慎	ＵＡゼンセン徳島県支部支部長	徳島県労働委員会委員（一期・現）
三 木 裕 子	全国一般徳島地方労働組合書記長	徳島県労働委員会委員（一期・現）
川 口 誠 二	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長	徳島県労働委員会委員（現）
松 岡 嘉 征	全日本自治団体労働組合徳島県本部書記次長	徳島県労働委員会委員（現）
松 本 司	徳島バス労働組合調査・財政部長	徳島県労働委員会委員（現）
中 村 晃 子	丸豊保険サービス株式会社代表取締役	徳島県労働委員会委員（四期・現）
脇 田 亮	徳島県経営者協会専務理事	徳島県労働委員会委員（二期・現）
小 濱 晃 子	株式会社明光代表取締役	徳島県労働委員会委員（二期・現）
多 田 哲 也	協業組合徳島印刷センター理事長	徳島県労働委員会委員（現）
森 岡 豊	医療法人敬老会常務理事	徳島県労働委員会委員（現）
坂 東 淳	労働委員会事務局長	
秋 山 孝 人	労働委員会事務局次長	
中 山 貴 晶	労働委員会事務局審査調整課長	